年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、 追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

国民年金保険料の未納や免除期間の有無について問い合わせたところ、 私の母親が申立期間について免除申請してくれたことが分かったので、 私は平成8年11月に保険料追納の申出を行った。

私は、その後に送付された納付書により、申立期間の追納保険料を郵便局で一括で納め、また、追納したことを母親に電話で報告したことを 覚えている。

申立期間について免除期間のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の電算記録では、申請免除期間となっている申立期間について、申立人の主張のとおり、平成8年11月25日付で保険料を追納する旨申し出られていることが確認できる。そして、申立人及びその母親の追納に係る記憶は鮮明で具体的であり、かつ、不自然な点は見当たらず、その主張は基本的に信用できることから、自ら追納の申出をして、追納保険料に係る納付書を受け取ったとする申立人が、追納をしなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の追納保険料の主な納付資金として、自己の資金を充てたと主張しているところ、申立人保管の預金通帳により、主張どおりの時期に、相当金額の払出しが確認でき、その主張は合理的であると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、 追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の国民年金保険料については、申立期間を始めとして、数年間の申請免除期間があった。

しかし、後日全額追納すれば、年金が全額支給されると聞いたので、 妻の分と共に役場で追納した。

申立期間について免除期間のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金 手帳記号番号は、国民年金制度発足当初となる昭和 36 年 3 月 7 日に夫婦連 番で払い出されていることが確認できる上、申立期間を除き、国民年金保 険料をすべて納付しているなど、申立人は、国民年金制度についての理解 や保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の電算記録及びA町保管の国民年金被保険者名簿では、申立期間を含む昭和36年度から39年度までの国民年金保険料4年分が、当初申請免除期間となっていたところ、申立人が、このうちの申立期間を除く36年度、38年度及び39年度の保険料を昭和45年11月から49年2月までの3回にわたり、追納していることが確認できることから見て、申立期間前後の期間を追納したにもかかわらず、申立期間のみを追納しないのは不自然である。

さらに、社会保険庁の電算記録等により確認できる、申立期間前後の昭和36年度及び38年度の国民年金保険料が追納されているところ、先に経過した月からの追納処理が法令に則り行われていないなど、行政機関における保険料収納に係る手続が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年7月31日に国民年金被保険者資格を喪失しておらず、申立期間のうち、37年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から46年7月まで

申立期間の国民年金保険料については婦人会役員を通じて納付していた。1人でも未納者がいれば、その地区は奨励金がもらえなかった。

申立期間について、未加入、保険料未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年7月については、A市保管の旧B村に係る国民年金被保険者名簿では、37年7月31日に納付された当該期間の国民年金保険料が、38年3月23日付けで申立人へ還付されており、申立人の国民年金被保険者資格が、その夫と共に37年7月31日付けで喪失している記録が確認できる。

しかしながら、社会保険庁の電算記録等では、申立人の夫が昭和37年8月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できるのみであることから、申立人の夫の厚生年金保険被保険者の資格取得日前日の同年7月31日に、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は見当たらないため、国民年金の強制適用期間である、申立期間のうち同年7月の国民年金保険料は還付されるべき保険料には当たらず、当該期間に係る還付手続について、不適切な事務処理のあったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年8月から46年7月までの期間については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、上述のとおり、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は、昭和 37年7月31日ではなく同年8月1日と認められるものの、申立人が同日 以降に改めて被保険者資格を取得している事跡は無く、当該期間の国民年 金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該期間については、申立人自ら国民年金の任意加入手続を行ったことはないとしているとともに、申立人は、地区への奨励金の制度があったことをもって、保険料が納付済みである旨主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者資格取得の事実が確認できず、申立人が地区・婦人会による集金の対象者となっていたこともうかがえないため、このことをもって納付の事実を裏付けるには至らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和37年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間の保険料は免除申請していたが、後日、役場職員が自宅まで 集金に来たので、その際にまとめて追納した記憶がある。

また、私の年金手帳にある被保険者となった日も、知らないうちに、 昭和36年12月1日から40年4月1日に訂正されており、不信に思う。 申立期間について未加入、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険及び国民年金の切替手続を適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意識の高さや年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、保険料が免除となっていた申立期間について、後日まとめて追納したとしているところ、社会保険庁の電算記録では、申立期間については、追納対象とはならない未加入期間と記録されているものの、社会保険事務所保管の特殊台帳では、申立期間のうち、昭和 37 年度から39 年度までの計 36 か月については、当初、免除期間と記録されていたことが認められ、国民年金保険料を追納したとする時期、方法等についての申立人の説明は詳細かつ具体的であるとともに、関係市町村に照会しても、これを否定する事情は無く、申立内容に不自然な点は見受けられず、当該期間の保険料が還付された事実も認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えられる。

さらに、申立人保管の年金手帳(昭和46年4月1日発行)には、申立人の資格取得日が昭和35年10月1日(強制加入被保険者)と記載されており、その後の資格喪失又は種別変更の記載が無いことから、行政機関では、

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点の35年12月から、当該手帳発行の46年4月までの間において、申立期間は任意加入期間(未加入期間)ではなく、強制加入期間として認識していたと考えられる。

加えて、申立人が昭和 57 年 12 月の厚生年金保険の加入時に交付されたとするオレンジ色の年金手帳には、国民年金の記録欄に、35 年 10 月 1 日 に強制加入被保険者として資格を取得した旨の記載の後、資格喪失日が記載されていないにもかかわらず、その下欄に、夫の厚生年金保険の被保険者資格取得日である 36 年 12 月 1 日に任意加入被保険者として資格取得の記載があるものの、その後に取得日が 40 年 4 月 1 日へ訂正されているなど、社会保険事務所における不自然な事務処理が認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、当該期間のうち、昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫の保険料も未納となっている上、引き続く同年12月から37年3月までの期間についても、社会保険事務所保管の特殊台帳等において、その保険料が免除となっていたことを示す事跡が確認できず、申立人が当該期間の国民年金保険料を追納していたとは考えにくい。

任意加入対象期間であることを理由として、免除期間の保険料を追納したことを認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎厚生年金 事案 241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を、それぞれ平成4年3月26日、同年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月26日から同年4月3日まで 私は申立期間中、A社に採用され、ある庁舎の空調管理部門に配属されて いた。

申立期間の保険料が控除されている給料支払明細書も残っているので、申 立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の平成4年4月分の給料支払明細書には、「労働日数3月26日~4月3日」との記載とともに、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。そして、当該明細書について、A社へ照会してもなお、不自然な点は無く、当該事業所が作成し発行したものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人は、平成4年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、前出明細書の控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社では、当時の関係資料は無く詳細は不明としている。しかしながら、社会 保険庁の電算記録には、申立期間及びその前後に厚生年金保険被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、被保険者整理番号の欠落も見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上に、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に同資格の喪失届も提出されていると思われるところ、社会保険事務所がいずれの機会にも当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(昭和41年7月1日、B社へ名称変更)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和40年1月10日)及び資格取得日(昭和42年2月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、40年1月から41年9月までは2万8,000円、同年10月から42年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月10日から42年2月1日まで

私は、昭和39年8月から46年9月に退職するまでの間、A社で働いていたにもかかわらず、私の同社での厚生年金保険の加入記録は、申立期間中、抜けているとのことであった。

私は申立期間中、仕事の内容に変化は無く、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険加入記録、及びBグループ本社保管の労働者名簿により、申立人がA社及びB社に、申立期間中も途切れることなく継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の証言などから、申立人に関し勤務場所・条件等の変更も見受けられない中、社会保険事務所保管のB社における健保記号番号索引簿では、A社等における厚生年金保険被保険者が申立期間及びその前後に、申立人と同様にその資格が欠落している被保険者は皆無であり、申立人が申立期間中に厚

生年金保険被保険者資格を喪失すべき事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和40年1月から41年9月までは2万8,000円、同年10月から42年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、Bグループ本社では、関係資料が無く、当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。しかしながら、社会保険庁のA社等における電算記録では、申立期間中、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、前出の索引簿でも健保記号番号の欠落も無いとともに、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失・取得に係る届け出が行われていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険庁の記録どおりの資格の得喪の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から40年6月まで

私が働いていた医院の院長や奥様に、保険料は払ってあげるからと 国民年金の加入を勧められ、私が3か月ごとに郵便局で納めるように 言われていた。

現在はその医院も無いが、申立期間について未納とされていること に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする院長の妻も既に死亡しているとのことから、申立期間に係る国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 10 月ごろにA市で払い出されていることが確認できるのみであり、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所保管の特殊台帳では、申立人が昭和 42 年 10 月 14 日に、申立期間の直後に当たり、かつ、この時点でさかのぼることが可能であった 40 年 7 月から 42 年 6 月までの保険料を過年度納付していることが認められるとともに、申立期間の各月収納欄に「届出前消滅」との押印も確認できることから、申立人は、申立期間については納付できなかったと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は昭和 36 年 5 月に長男を出産しており、その届出の際に併せて、 義父が国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間当時の国民年金保険料は 100 円か 150 円ほどで、婦人会の 役員などが集金に来ていたが、領収書はもらっていなかった。

夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、社会 保険庁の記録では私の分のみが未納となっている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の義父は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立期間当時、既に同居していたとする申立人の夫及び義父母の3人が連番で、国民年金制度発足当初の昭和35年12月19日に払い出されているのと異なり、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年1月11日になって払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を婦人会の役員などへ納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期から見て、申立期間の保険料は、婦人会や市町村が収納する現年度保険料ではなく、社会保険事務所が収納する過年度保険料となるため、申立人の主張内容は不自然な点が見受けられ、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年12月まで 私の国民年金保険料については、定期的に来ていた集金人へ、私の 夫の保険料と共に私の分も納付していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について、私の夫の保険料が納付済みとなっていながら、私の分のみが未納となっている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を、定期的に来ていた集金人へ納付していたと主張しているが、社会保険事務所保管の特殊台帳では、申立期間について、申立人の夫は、昭和49年3月20日から同年7月25日までの間に5回にわたって各々、昭和41年度12か月分、42年度12か月分、43年度12か月分、44年度12か月分及び45年度9か月分を特例納付していることが確認でき、少なくとも申立期間については、申立人の夫の保険料は不定期に納付されている上、社会保険事務所が収納機関となるはずの特例納付保険料を、集金人へ納付していたとする申立人の記憶は曖昧であることがうかがえる。

さらに、申立期間については、上述のとおり、申立人の夫が5回の特例納付によって納付していることが確認できるところ、申立人及びその夫も、申立期間に限らず特例納付を行ったとする覚えは無いとしているとともに、仮に、申立人の夫と同様に、特例納付によって申立期間が納付されたとした場合でも、社会保険事務所がこの5回の納付事跡すべて

を記録しなかったとは考え難く、申立人が申立人の夫と一緒に特例納付を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から62年3月まで

私たち夫婦は昭和52年に結婚し商売を始めた。市役所職員が定期的に集金に来ていたが、しばらくの間は余裕が無く、国民年金保険料は未納のままであった。

昭和 53 年か 54 年ごろだったと思うが、支払うことができるようになったので国民年金に加入した折、市役所から、「これまで納付していない分も、今からであればさかのぼって支払うことができる。」と言われたので、夫婦二人分を一括で納付した。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月 14 日から同年 10 月 29 日までの間に夫婦連番で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、この時点以降には特例納付の実施期間も無い。

さらに、申立人は、昭和52年以降に市役所職員が定期的に集金に来ていたと主張しているが、A市保管の国民年金手帳記号番号払出簿には、A市が62年10月15日付けで、申立人夫婦に対し国民年金手帳記号番号を職権で払い出している旨の記録が確認できるため、A市ではそれ以前は、申立人夫婦が国民年金の加入者でないと認識していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から62年3月まで

私たち夫婦は昭和52年に結婚し商売を始めた。市役所職員が定期的に集金に来ていたが、しばらくの間は余裕が無く、国民年金保険料は未納のままであった。

昭和 53 年か 54 年ごろだったと思うが、支払うことができるようになったので国民年金に加入した折、市役所から、「これまで納付していない分も、今からであればさかのぼって支払うことができる。」と言われたので、夫婦二人分を一括で納付した。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月 14 日から同年 10 月 29 日までの間に夫婦連番で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、この時点以降には特例納付の実施期間も無い。

さらに、申立人は、昭和52年以降に市役所職員が定期的に集金に来ていたと主張しているが、A市保管の国民年金手帳記号番号払出簿には、A市が62年10月15日付けで、申立人夫婦に対し国民年金手帳記号番号を職権で払い出している旨の記録が確認できるため、A市ではそれ以前は、申立人夫婦が国民年金の加入者でないと認識していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

し 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から43年3月まで

私の夫が昭和36年に国民年金の加入手続を行ってくれ、加入後は平成7年の資格喪失までの間、毎月1回も遅れることなく欠かさずに国民年金保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料については、毎月自宅まで来ていた地区の集金担当者へ納付していた。

また、申立期間始期の昭和 40 年 7 月には、私の夫が厚生年金保険に加入し始めたので、私の国民年金はこの時に途切れたと勘違いされていると思うが、私はこの時点以降も保険料の納付は続けていたはずである。

申立期間について、未加入、保険料未納とされていることに納得が いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人の夫は、申立期間がすべて含まれる昭和 40 年 7 月 15 日から 44 年 3 月 1 日までの間、厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認でき、その配偶者である申立人は任意適用対象者となるが、社会保険事務所保管の特殊台帳及びA市保管の旧B町における国民年金被保険者名簿では、申立人がその被保険者資格を 40 年 7 月 15 日付で喪失した後、強制加入として被保険者資格を 43 年 4 月 5 日になって再度取得していることが確認できるのみであり、申立人が申立期間中、国民年金に加入していた事跡が確認できないことから、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金へ加入した昭和36年以降、平成7年までの間、毎月1回も遅れることなく欠かさずに国民年金保険料を納付して

きたと主張しているが、社会保険事務所保管の特殊台帳及びA市保管の旧B町における国民年金被保険者名簿等により、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録を見ると、夫婦共に、①昭和 36 年4月から 37 年3月までの期間については 47 年6月 30 日に至って特例納付していること、②37 年4月から40年3月までの期間については申請免除期間となっていること、③40 年4月から同年6月までの期間については保険料未納となっていることが確認でき、申立人の主張内容と相違している。

なお、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間中でありながら、申立人が、昭和43年4月5日付で強制適用対象者として国民年金に加入し、保険料が納付済みとなっていることが認められる。この経緯・理由については、社会保険事務所等では不明としているところ、この強制適用年月日の日付は、申立人に対し43年6月ごろになって払い出された、2つ目の、かつ、重複するとして既に取消しに至った国民年金手帳記号番号に付されたものであり、申立期間について保険料を納付していたことを裏付けるまでの事情はうかがえない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から53年6月まで

私の夫が昭和43年に亡くなり、幼い子供2人を抱えていたため、親戚等のアドバイスもあり、1年間の修行を終えて、45年9月1日に飲食店を開いた。そして、翌年46年に市役所へ申告に行った際、国民年金に加入すると税金控除の対象になると教えてもらったことがきっかけで、国民年金に加入し、これ以降の国民年金保険料は一括納付したり、付加保険料も加えて納付してきた。

申立期間について、未加入、保険料未納とされていることに納得が いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は昭和46年に国民年金へ加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年4月14日から同年10月13日までの間にA市で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の電算記録はもとより、A市管理の被保険者記録にも、申立人が申立期間直後の昭和53年7月1日付で任意加入により国民年金被保険者資格を取得している旨記録されているのみで、その時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間中に被保険者資格を取得していることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、税金控除の対象になるとのことで保険料を納付し

たとしているものの、これらの保険料は国民年金に係るものではなく、 国民健康保険であった可能性は否定できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から39年2月1日まで 私は、昭和37年11月1日にA社に入社していたが、B社の社長から頼まれ、すぐに同社に入社した。

しかし、社会保険庁では、私のB社における被保険者資格の取得日が、昭和37年12月1日からではなく、39年2月1日からとなっており、申立期間中の加入記録に空白がある。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、C市のB社は昭和36年6月1日付けで設立登記されている一方で、 社会保険事務所保管の被保険者原票等では、申立人の厚生年金保険の加入期間 は、申立期間直後の39年2月1日から40年4月25日までの間となっている ところ、前者の日付は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日付 と一致する。

さらに、B社の社長・役員を始め、申立人が挙げた7人の同僚のうち5人は、 当該事業所において、申立人と同様の昭和39年2月1日に、残りの2人はそれぞれ同年4月1日、同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるのみである。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から同年12月20日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の加入記録は昭和 45年 12月 20日からとされている。しかし、私がA社、新たに設立されたB社を経て、再度A社に勤務していたのは、同日からではなく、申立期間の同年 10月1日からである。

B社でも近々所長になるとの話もあったが、A社の上司から、「戻ってきてほしい。引き抜きだから、給料もすぐ出し年金も継続する。」ということで異動したものである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管のB社及びA社における被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格を見ると、前者における資格喪失日は昭和45年10月1日と、後者における再度の資格取得日は同年12月20日となっていることが確認できるのみであり、これらの名簿には、申立期間中に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠落も無い。

さらに、A社保管の異動辞令簿により、申立人は、昭和45年10月1日からではなく、同年11月25日からの「命C支店販売課勤務」との記載が確認できるのみである上、申立人と同様に、B社を退職し、かつ、再度A社で勤務した同僚2人について、その厚生年金保険の加入記録を見ると、発令日と同一日に

資格取得していない被保険者2人が認められるなど、当該事業所では、その従業員を雇入れと同時には厚生年金保険に加入させていなかった事実がうかがえる。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録では、申立人が昭和 45 年 9 月 30 日にB社を離職した後、46 年 1 月 16 日にA社で資格取得した旨の記録が確認できるのみで、申立人が申立期間及びその前後に、雇用保険の被保険者となっていたことが確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 243

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月から25年9月まで

私は学校卒業後、A事業所の建築班に大工として所属し、小学校等を建築 した。建築班はその後、B社に雇用された上で、同じくA事業所の仕事をし ていたと思う。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の電算記録では、申立期間を含め現在までの間、B社という名称の厚生年金保険適用事業所は見当たらない。

さらに、申立人が挙げた、元同僚3人及び当時の元代表者は申立期間中、B 社を含めてもなお、厚生年金保険の加入記録が確認できない上に、元同僚3人 の所在は確認できないこと、当時の元代表者は既に死亡していると見られるこ となどから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等を 確認することができない。

なお、A事業所史(昭和56年1月発行)によれば、A事業所に建設部が昭和22年11月に設置されていること、B社の代表者であったとして申立人が挙げた氏名と同姓同名の者が建設班長として記されていることが確認できるのみである。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。